

經濟安定委員會會議錄 第十二号

昭和二十八年七月七日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君

理事小笠 公昭君 理事加藤 宗平君

理事武田信之助君 理事栗田 英男君

理事阿部 五郎君 理事菊川 忠雄君

秋山 利恭君 遠藤 三郎君

岸 信介君 長谷川 駿君

神戶 眞君 楠美 省吾君

石村 英雄君 小林 進君

杉村沖治郎君 中村 時雄君

山本 勝市君

出席政府委員

公正取引委 横田 正俊君

農林事務官 小倉 武一君

農林經濟局長 小倉 武一君

通商産業 古池 信三君

通商産業事務官(纖維局長) 德永 久次君

委員外の出席者

通商産業事務官(企業局長) 小室 恒夫君

専門員 岡地与四松君

専門員 菅田清治郎君

本日の会議に付した事件

参考人招致の件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇四号)

○佐伯委員長 これより会議を開きます。

○小林(進)委員 議事進行について。

この委員会が開かれてから、審議庁長官の施政のお話を承つただけでありまして、われ／＼はまだこれに対する質問を留保いたしておるのであります。この点に対しては委員長が初め理事の間にしておいて、これが繰返されて、長官には各党を総計して五時間、少くとも三時間以上の質問戦を終わつて、その後においてこういう独禁法の問題の審議に入るといふふうに、われ／＼委員は了解をいたしておつたのであります。なお理事会において話がついて、毎日新聞によると、ああやつて大臣は予算委員会へ出て長々と質疑応答をせられておるにもかかわらず、所管であるこの委員会には少しも出席されない。これは經濟安定委員会に対する大臣の輕視か、あるいは侮辱か、あるいは委員長の手腕が足りないのか、いずれかに帰するとわれ／＼は思ふのであります。私はこの間各委員の会を漏れなくまわつて見ました。特に労働委員会のごときは、労働大臣の基本方針に対する質問戦が果敢に行われております。大臣みずから午後五時半ないし六時に至るまで委員各位の質問に対して大いに質疑応答を繰返されて、その真摯な態度が現われておつたのでありますけれども、ひとり本委員会においては通計いたしてわずか三十分足らざる質問に終つておる。そういうようなことを懸念されて、ただちに独禁法の法的根拠の質問

戦に入るなんて、われ／＼は決して公正取引委員会の下請機関でもないのではありませんから、そういう事務的なやりとりはまたあと詳細に各論にわたつてすればいい。総論から入らないという侮辱された委員会の進行状態なんというものは、私の四年有餘になる国会生活を通じて初めてでありまして、悪しき前例を国会に残して参りますから、どうして私は委員長において善処せられて、まず大臣を呼んでいただき、大臣に対する質問戦から始めるという正常なるルールに沿つていただきたい。

○佐伯委員長 ただいまの小林さんの御説はごくごくもつとものことでありまして、実は御趣意に沿つて、理事会でも協議をしたのであります。が、他の委員会のことを申し上げるのは異なるものでございまして、通産大臣は予算委員会その他八つほど責任を持つておる委員会がございまして、それからただいまの經濟審議庁長官の經濟演説は、御承知の通り委員会に出してある法案と違ひまして、これが法案でございまして、一定の期限を要します。相当趣意を具しておるよう

に考えますので、理事会でもしつ／＼問題になりまして、法案として出ております。私的独占禁止法と並行して進めようというところに申合せをしたわけなのであります。一昨日は通産大臣も特に午前中出て参りまして、各党十五分くらいでありましたけれども、一通り御質問をお願いしたわけなんです。

それから私的独占禁止法は御承知の通り

大体その責任当事者は事務的には横田公正取引委員長であつて、政治的な面から申しますと緒方国務大臣であるかとも考えられるのであります。この点はできるだけ大臣の出席を要求いたします。それから大臣が出席を要求しない審議をしないのかということも、いろいろ理事会でお話申し上げた結果、絶えず大臣の出席を要求しつつ審議を進めて行こうということにも話がまとまつたような次第であります。従つてただいま小林さんの御要求はもちろん守りまして、大臣の出席を絶えず要求し、その間出席されなかつた政府委員に質問をやつていただきたい、こういうふうにお願ひ申し上げたいのであります。が、どんなものでしょう。

○小林(進)委員 私は、ここで委員長と議論を繰返そうというのではない、また委員長に協力しないというのではありませんから、その点あらかじめ御了承願ひたいのであります。が、大臣の出席ということとは独禁法からんで強要するということではないのであります。わが經濟再建計画の基本方針に対する質問をまず最初にやりたいというのであります。ということとは、委員長も御承知であります。ところが、審議庁の經濟再建計画に対しては、ソビエト陣営からの非難はとるに足らぬとしても、現にアメリカ本國から相當な批判が浴びせられておる。遠く海外の自由主義國家から相當の批判がある。われ／＼はここでそういう条項を並べ

て質問をしておかないと、それを黙つて承認しているがごとき態度をとられることは歴史に照らし国会の權威に関する重大なことであると思ふ。そういうことから考えて、われ／＼はそれを明確にしておきたいと思ふ。時間を切つて法案を審議することよりも、重要な根本的な問題についてかく憂えておるのでありますから、その点十分お考えくださいまして、大臣の下請ではないのでありますから、委員長の權威をもつて、来なかつたら首にひもをつけてでもひつぱつて来ていただきたい。国会の權威のために委員長長の御奮勵をお願いいたします。

○佐伯委員長 ただいまの小林さんの御注意のようになりつかりやります。そういうことでどうぞきようは開会させていただきます。と思います。

○佐伯委員長 本日は昨日に引続き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び日本經濟の基本的政策に関する件について審議を進めます。質疑は通告の順に従つてこれを許します。中村時雄君。

○中村(時)委員 その前にちよつとお願ひをしておきたいのは、取引委員長にお願ひをしておきました砂糖に関するところの資料の問題、この提出がまだないので、従つてこの問題を審議して行くことに非常に支障を来しておる。それから通産省並びに公取委員会においてこの法案をつくるときに原案

の相違があつたはずで、その相違に對する資料の提出を願つておつたのですが、あなたの方の考え方は、こういうふうな重大なものを、これを審議せよといつて出して来るのは前の日くらいに提出しながら、われ／＼が資料として必要なものの提出を願つたときには常に遅らしている、このようなことでは審議というものが非常にはかどりにくおきたい、それは至急に提出していただきたいといふことなのであります。

續いてこの法案の問題に入つて行きたいのですが、主として第二十四条について昨日から委員長の話を聞いておきますと、ただ単に資本蓄積のためであるとか、あるいは財界からの強い要望であるとか、あるいはまたそういうふうな通産省の強い意見に従つたのだといふこと、独禁法に對するところの問題の独自の創意といふものもあつともわからない、そこでこの独禁法の二十四条、たとえば合理化カルテルあるいは価格カルテルや不況カルテル等に対して、一体その基本政策は中心をどこに置いてゐるのか、その点について不況カルテル並びに合理化カルテルの基本政策といふものをつきり發表していただきたい。

○横田政府委員 その点は先般來申し上げたのでございますが、要するに現行独禁法は、カルテルをきわめて厳格に取締つておきまして、いわゆる不況に際しましてそのまゝの状態では事業が共倒れになるといふような、かなり切迫した状態になりまして、これをカルテルの形式でもつて救ふといふことを全然認めておりません。これはもちろん安易なカルテルを認めませんこと

は、独占禁止法の精神でございまして、この競争を促進して、事業者の創意くふうを發揮させる、それがひいて消費者の利益にもなるというこの独占禁止法の基本精神に反する結果になりまするけれども、ただいま申しましたような非常の事態に對しまして若干の道を開くといふことは必要ではないかといふふうな考えを、二十四条の三におきましてかなり厳格な条件のもとにこのカルテルを認めることにいたしましたわけでございます。合理化カルテルにつきましても、競争を促進することによつて合理化がもたらされる、これが本来の独占禁止法の考え方でございますが、しかしやはり一面におきましては、見方によつては競争の制限にはなるけれども、それがあつた範囲においては合理化をもたらしという面もなはいではないのでございまして、そういう観点からいたしまして、その次の二十四条の四におきまして、これもきわめて限定された範囲でございまして、合理化を促進する意味におきまして若干のカルテルを認めた、こういうことになつた次第でございます。

○中村(時)委員 こういう話の結果になるから通産大臣を呼んで基本方針の話をよくしなくてはならぬといふことが出て来る。たとえば過去において、日本の經濟がトラストやカルテルやあるいは植民地政策や、あるいは軍需産業の上に乘つて、そして日本は資本主義の形態をとつておつた。ところが終戦後におきましてはこのようなカルテルはいけぬ、このようないくつかのものはいけぬといふ観点が立つて、そしてこの独禁法といふものができ上つてゐる。形がかわつ

た一つの經濟の立地の基礎をここに整えようとするのがこの法案のねらいであつて、アメリカの占領軍によつてそのなつた。またこれが必要であるからという観点から經濟機構の根本的な改訂に入つて来ている。ところがこれをみると事實はそうではない。昔のようなカルテル、トラストによつて日本經濟を昔のあのような形態の基本的な線に追ひ込んで行こうとするのかという基本政策を聞いておる。その線を聞きただそうとして先ほど來再三再四にわたつて通産大臣を通し、あるいは審議庁長官を通してその基本政策にいかしきしようと思つていたにかかわらず、それが出なかつた。出なかつた結果があなたの言われたような答弁になつてしまつた。私の言う基本政策といふのはこういうことを聞いておるわけであつて日本經濟の立地条件を整えようとしておるのか、そういう点を聞いておるわけであつた。

○横田政府委員 少くとも公正取引委員會に關します限りは、ただいま私の申し上げましたような独占禁止法のカルテルを一応警戒して、これを厳格に取締つて行くといふ基本の精神は今の改正法によつても堅持されておると思つております。もちろん他の産業省におきまして将来どういふ態度をもつて日本の經濟に臨むか、この点は所管大臣の方から答へいたすことであらうかと思ひます。

○中村(時)委員 それでは今の所管大臣の出席を要求することにいたしました。續いてもう一つ、昨日委員長の話で

は、通産省が非常に強力だ、事實この法文を見ても、特に二十四条の三あたりに来ますと、あの通産省の官僚的な独善的な考え方非常にたくさん盛られておるように見られるのです。そういう点に關しまして私はあつておると思ひますが、事實委員長は昨日通産省の強力云々という言葉を使われておつたが、一体通産省がどういふ権限に基いてそういう行為をしたか、そういう点をひとつ聞かしていただきたい。

○横田政府委員 この法案についてでございますが、この法案につきましても、先般一応改正案ができました。その経過を申し上げたのでございまして、通産省の強力な推進があつたため、この改正ができたといふふうには実は申し上げなかつたように思ひますが、この改正問題は独立回復後公取自身においてもずっと考へて参つたわけでございます。もちろんその案ができません過程におきまして、通産省のみならず、各省の意見を広く聞いておりますが、ことに通産省がその性質上この問題に一番深い関心を持つておるわけでございますので、通産省との折衝が量的にも質的にも一番多かつたと思ひます。しかし通産省と公取の見解の相違と申しますものは、先般お手に差上げました独禁法改正案に對する各省意見といふところに主要な点を掲げてございまして、この不況カルテルを認めます要件等につきましては若干の食い違ひはございまして、あるいはカルテルの認可をいたします主務官庁をどこにいたすかといふような点についても意見の相違がございまして、しかしこれらの点はその立案の過

程におきましていろいろ折衝いたしました結果この改正案のようになったのでございまして、特に通産省から強い働きかけがあつたといふふうには私は考へておりません。

○中村(時)委員 それともう一点、通産省の行為もお聞きしてゐるのです。○横田政府委員 昨日來、たとえば綿紡の操短等におきまして通産省がいろいろの勧告といふような形で綿紡操短を行つておる、実質的にはそれが独禁法違反ではないか、公正取引委員會はなぜこれを不問に付しておるのかといふような御趣旨のお話もございまして、これは実は綿紡だけでもございせんので、この点も各業界におきましてはカルテルの動きと申しますか、あるいはカルテル類似の行為に關しましてはごく簡単な御報告を書面でも申し上げたわけでございますが、あそこにございますように、近來通産省のいろいろの方法によりまして業界に對する働きかけといふものは確かにあるのでございまして、この点は独禁法の問題といたしますと、昨日も綿紡について申し上げましたように、その働きかけのいかんによりましては、同時に独禁法違反を伴うものもございまして、中にはそういう点を避けておるものもあるようでございます。われ／＼といたしましては、独禁法を守る立場からいたしまして、独禁法違反の疑いのあるものにつ

きましてはどうか調査をいたし、現にそれを取上げて処理しておるものもございまして、いかにせん独禁法の精神の上からはおもしろくなくとも、現実に違反といふことを認めたいものにつきましては、通産省にいろいろ申し入れ等はいたしておりますが、法的に

程におきましていろいろ折衝いたしました結果この改正案のようになったのでございまして、特に通産省から強い働きかけがあつたといふふうには私は考へておりません。

○中村(時)委員 それともう一点、通産省の行為もお聞きしてゐるのです。○横田政府委員 昨日來、たとえば綿紡の操短等におきまして通産省がいろいろの勧告といふような形で綿紡操短を行つておる、実質的にはそれが独禁法違反ではないか、公正取引委員會はなぜこれを不問に付しておるのかといふような御趣旨のお話もございまして、これは実は綿紡だけでもございせんので、この点も各業界におきましてはカルテルの動きと申しますか、あるいはカルテル類似の行為に關しましてはごく簡単な御報告を書面でも申し上げたわけでございますが、あそこにございますように、近來通産省のいろいろの方法によりまして業界に對する働きかけといふものは確かにあるのでございまして、この点は独禁法の問題といたしますと、昨日も綿紡について申し上げましたように、その働きかけのいかんによりましては、同時に独禁法違反を伴うものもございまして、中にはそういう点を避けておるものもあるようでございます。われ／＼といたしましては、独禁法を守る立場からいたしまして、独禁法違反の疑いのあるものにつ

公取がこれをどう処理するかという点とは現行法のもとではなかく、むずかしいというふうに考えております。

○中村(時)委員 今の答えでますます、曖昧模範たる性格が出て来るわけですが、今行政機構に結びついた諸官庁におけるところの行政執行に對しては、公取は手も足も出ないということの結論をつけられたわけですが、それと同時にもう一つ、あなたのお考え方が今申されましたような考え方であるならば、カルテルを認めたと言いながら事実はずる／＼べつたりの行き方になつてしまふ。結局結論としては何一つできていない。基本的な方針の打立てもできない。口ではカルテルを認め、将来においては独占資本を認めながら経済の一つの建直しをしようといふほどおつしやたけれども、実際の行為として現われて来る場合には、今言つたように結果におけるところの一つの問題点が取上げられないという結論がそこに出たと思ふ。だから實際にあなた自身の立場を、もつと自分の創意といふものをはつきり打出して——今のような考え方です／＼べつたり行かれますとおそらく自由党側から公取の必要はない、全般の経済機構の中から考へた場合、公取におけるところの責任といふものは必要ないというふうな結論が近い将来に必ず出ると思ふ。そういうふうにあなたのお考えにならないのですか。

○横田政府委員 その点は結局この独占禁止法の法制上の問題でございませう。今申しましたような点に公取が法律上の権限を持つて臨み得るようになつていただきますれば、今のような問題は解決されると思ふのでございます。

が、現行法の規定におきましては、ただいま申しましたような制約があるというふうに了解いたします。

○栗田委員 ちよつと今の所管の問題で関連をしてお尋ねをいたしたいのですが、この各省の意見という配付された資料を見ますと、このカルテルの認可に關して通産省は公取に持つて行くことを反対をしておられますが、他の大蔵省と農林省と運輸省は、ことごとく公取一本というのを資料でも報告でも打出しているのです。そうすると私は、当然これはどこにすべきかというところは、次官會議にかけるのですが、一体次官會議に公取委員長は出席をしたかどうか、この点お尋ねをいたします。

○横田政府委員 委員長といたしましては次官會議にも閣議にも出ておりません。次官會議には公取の事務局長が出ました。

○栗田委員 そうすると公取の事務局長が次官會議に出たときには、そのときの次官會議の決定はどのように決定をしておつたが、いわゆる公取一本だつたのが、あるいは通産にきまつたか、あるいは通産なり公取なりにきまつたか、次官會議ではうやむやのうちに閣議という最高判断におまかせしたのか、その辺のところをお答え願ひいたします。

○横田政府委員 次官會議では結局意見の完全なる一致を見ませんで、要綱のときでございませうが、要綱は政府の認可というあいまいな表現を用いて次官會議を通りまして、閣議へ送られたわけでございます。

○栗田委員 そういうふうに重大な点でお尋ねしたい点が非常にあります。

から、早急に大臣の出席をお願いいたします。それでないとなか／＼審議が進みませんからよろしくお願ひをいたします。

○中村(時)委員 今お話を承りましてポイントがはずれてはいるが、次に移つて行きます。カルテルということは一一般常識的に考へた場合にカルテル悪が出て来る。もちろん善もあり悪もあるのですが、カルテル悪について委員長は認めておりますかどうか。

○横田政府委員 カルテルの弊害につきましてはわれ／＼大いに認めておるつもりでございます。

○中村(時)委員 もしもカルテル悪を認めるといふことになりましたれば、たとえば具体的に言つと、一部の特定利潤の追求として現われて来るのであります。これに對して法制的に何もないのであります。いかなる方針を考へていらつしやいますか。

○横田政府委員 カルテルにつきましては結局独禁法第三条におきまして、いわゆる不当の取引制限という表現を用ひまして、カルテルを禁ずることがはつきり規定されているわけでございます。

○中村(時)委員 その社会悪から、社会性を乱すと私の言つてゐることは、その中心というものは消費者が対象になるわけですが、消費者がその影響を受けるわけですが、その消費者が影響されるのに対して公取であれば単なる認定、この法文から行けば認定するといふことになるのであります。認定を取消す、通産大臣から行けば認可を取消す。単にそれのみによつてこのやうな問題を片づけられるというやうな、安易な考えなのですか。

○横田政府委員 独占禁止法の本来の建前は、いわばこれは非常に消極的な制度でございまして、結局事業者の間の制限というところを取締つて参るやうな考え方でございます。結局そういう拘束を取除いて行けば、そのあとは自然に競争の原理が働いて、その結果は消費者にも利益をもたらすといふところが独占禁止法のねらいでございませう。従ひまして、カルテルの認可を取消して、独占禁止法の観点からこれを処理できるという状態に持つて参れば、そのあとは独占禁止法で、もしそれが各条項に触れますれば、その面においてこれを処理するといふことになつてございませうが、しかし、今仰せになりましたやうに、独占禁止法でそういう自由な状態をつくり出しただけで、ただちにそれが消費者の方へ利益が行くかどうか、この点は、実はそこまで踏み込んで独占禁止法がいろいろやるという建前ではないのでございませう。もし、そういう関係を適切にやつて行くといふやうな必要があると思つたれば、それはいろいろ場合によつて違ふと思ひますが、やはり行政的なことであるとか、その他のいろいろ／＼な手が打たなければならぬといふやうに私は了解しております。

○中村(時)委員 そういふやうにしますと、このカルテルを結んだ業者は非常に有利になつて来る。たとえばあなたが先ほど言つたやうに、操縦の問題についてもあとでお聞きします。砂鉄のやうなカルテルを結ばんとするやうな条件に關しても、時期といふものがあつてはあつたわけですが、その時期に關しては、結局事務を扱いますスピードの問題が非常に密接に關係したわけでございます。その点は、實際問題といたしまして、われわれはいつも違反のあとを追いかけて行くといふやうなきらいがあることは、率直に認めるを得ないと思ひますが、しかしやういふ問題に對する処理の仕方がもう少し習熟して参りますれば、そういう点につきましてもつと迅速かつ適切な手が打てるやうになるといふやうに考へております。

○中村(時)委員 これは、私は委員長は性格だつたと思ふのですが、そういうやうな一つのものを認めておりながら、それを常に最後にばかしてしまふ。そこに今後一つの問題がいつも伴つて来るのじやないかと思ふので、そういうふうな認めなければ、認めたものに対する方針をはつきり打出して行くといふことの欠如が、この法文からあらゆる部分に出て来るわけですが、それに対するお考えはないのですか。

○横田政府委員 ただいま申し上げましたやうに、明らかに独占禁止法の問題になり得るものにつきましては、今後適切な処理をいたしたいと思ひます。

○中村(時)委員 次に第六点として、合理化カルテルといふものは不況の場合に行われるものであると思ふので、あ

の時期にもうけてしまつておいて、あとで認可の取消しあるいは認定の取消しをされたつてちつとも痛くもかゆくもない。だから、そこに相当厳然たる姿といふものが当然出て来なければならぬと思ふのですが、その点に關してはどうですか。

○横田政府委員 それは、結局事務を扱いますスピードの問題が非常に密接に關係したわけでございます。その点は、實際問題といたしまして、われわれはいつも違反のあとを追いかけて行くといふやうなきらいがあることは、率直に認めるを得ないと思ひますが、しかしやういふ問題に對する処理の仕方がもう少し習熟して参りますれば、そういう点につきましてもつと迅速かつ適切な手が打てるやうになるといふやうに考へております。

○中村(時)委員 これは、私は委員長は性格だつたと思ふのですが、そういうやうな一つのものを認めておりながら、それを常に最後にばかしてしまふ。そこに今後一つの問題がいつも伴つて来るのじやないかと思ふので、そういうふうな認めなければ、認めたものに対する方針をはつきり打出して行くといふことの欠如が、この法文からあらゆる部分に出て来るわけですが、それに対するお考えはないのですか。

○横田政府委員 ただいま申し上げましたやうに、明らかに独占禁止法の問題になり得るものにつきましては、今後適切な処理をいたしたいと思ひます。

○中村(時)委員 次に第六点として、合理化カルテルといふものは不況の場合に行われるものであると思ふので、あ

です。それゆえに、不況カルテルとは不可分のものであると思ふのですが、これに対して御意見を承りたい。

○横田政府委員 不況の場合に問題が起るといふことももちろんあると存じますが、しかし合理化カルテルそのものは必ずしも不況の場合に限らないのでございます。この点は、實際問題として伴うことがあるかもしれませんが、別な観点からの問題というふうに私は了解しております。

○中村(時)委員 その、別な問題に対する事例をあげて、具体的に話してください。

○横田政府委員 大体今回の合理化カルテルはかなり範囲が狭まつておりまして、ここにあげてございますような、いわば技術的ないろいろな問題が主になつておるわけでございます。ここにございますような、品質の改善であるとか、あるいは規格の標準化、商品の標準化というようなことや、あるいは場合によりまして品種の制限というような問題、その他がございます。が、これらはいずれも必ずしも不況の場合だけに問題になることではないのでございまして、通常、平時におきましてもこういうことによつて産業の合理化をはかるということは考えられておるわけでございます。

○中村(時)委員 今のお話によると、元の原案では品質というものが、品種とかわつておることを先日問題にしていらつしやつたようですが、その品質と品種という問題、要するに今度は品種として取上げたわけですが、その品種という問題の制限のみによつてこういうふうな裏づけられるように考えられるのですけれども、それに対し

てはどうですか。

○横田政府委員 この前の改正案に多少の修正を加えましたのは、ただいま仰せになりました品種の制限という表現によりまして、今例にあげて話したような、品質そのものの改良、あるいは標準化というようなことのほかに、各業者がつくり出す品種をお互いに若干制限いたしまして、その結果、昨日も申し上げましたような特異な品質のよい品をできるだけ安く生産する、こういうことをねらつたのが今度の改正の趣旨でございます。

○中村(時)委員 それでは昨日の問題から入つてみましょう。たとえば昨日おつしやつたのは、棉花の問題を一つ取上げられた、一つはく鉄の問題を取上げられた。そういうしきと、国内のく鉄と国外から入つて来るく鉄の対比というものはどういうふうになつておりますか。それをまずお尋ねしたい。

○横田政府委員 その点はただいま正確な資料を持つておりませんが、通産省の人が見えておりますから、それからお答えいたしたいと思います。

○小室説明員 私は業種について直接主管しておりませんので、明瞭なことはあとから資料で申し上げますが、大体消費しているものの二割前後輸入しているのではないかと思います。

○中村(時)委員 そうすると、たとえば棉花は全面的に輸入しており、鉄くは二割くらいしか輸入していない。そういう観点からこれを具体的な例として取上げた場合には、見わけをつけられるのですか。

○横田政府委員 ここでは、このもの

が輸入されたかどうか、あるいはその輸入の数量がどうかということでは、別に特別な差はないというふうに考えております。要するに、ここにございまして、その品物の性質によりましてこういう特別な扱いができるということにしておるわけでございます。

○中村(時)委員 そうすると、そういうような量的、質的な問題でこの合理化カルテルと不況カルテルを見わけたのではないという御意見ですね。そうですね。

○横田政府委員 ええ。

○中村(時)委員 それでは第七点に入つて行きたい。第七点では合理化カルテルの問題を取上げて行きたいと思ふのですが、大体合理化ということの意味、その内容をひとつお聞きしたい。

○横田政府委員 これは多少曖昧な言葉でございまして、従いましてそれを具体化したしるすために、第二十四条の四におきかたもいかなる合理化という言葉を用いまして、「技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進」というような一応こういうものを掲げまして、あるいはこの中に多少漏れるものがあるかもしれないといううなことで「その他」とやつて少し広げてございまして、大体この合理化は二十四条の四で考えられておりますことは、前の方に書いてありますように、こういうことをもたらすものを企業の合理化というふうに了解いたしております。

○中村(時)委員 事実曖昧模糊たる答弁でございしますが、その合理化という言葉は、経営という面から考へて行つた場合に、たとえば労働もあれば資材もある、設備、これは技術を含めたも

のもある、そういうふうに考えられるわけですね。そういうしきと、この原材料というものは外国貿易というものが主体になつていような状態ですから、この問題は別といたしまして、残つて来るもので一番安易な方針の打出し方は今言つた人の問題なんです。もうすると、このカルテルを結んで行つた結果が事実昨日指摘されましたように、ほとんどがその労働者並びに消費者側にその影響の展開をしようという動きが必ず出て来ると思ふ。それに對して出るか出ないかという判断をひとつ考えてもらいたい。

○横田政府委員 第二十四条の四で考へております企業の合理化の中には、今申されましたような工具を少くするとか、あるいは消費者側の利益を特に害するとかいうような、そういうものは全然考へておりませんので、第二号等によつてわかつておりますように、そういう点は全然ここに言う合理化の問題からは別のものと考へております。

○中村(時)委員 別の問題にしろ何にしろ、この合理化はカルテルを結んだ場合、工員の上においてそういう状態が起らないとあなたは断言できるのか、あるいは起るであろうと推察されるのかというのを聞いています。

○横田政府委員 その点ははつきりお答へすることは困難でございしますが、この二十四条の四の気持をもう少し補足して申しますと、たとえば生産の制限というふうなことになるし、綿紡短で明らかになりました通りに、その結果は労働者の方に非常に影響を持つて参ります。そういうような観点

からいたしまして、合理化の名において生産数量の制限をするといううなことは全然認めないという趣旨で、二十四条の四の中には、生産数量の制限というものは全然合理化とは見ないという建前をとつておるわけですね。

○中村(時)委員 作文の上ではそういうふうな建前をとつても、先ほどおつしやつたように、操短の問題にしても現実の問題としては出て来るわけなんです。それをあなた方は今後においてそれを認めるかどうかということ、次に非常に問題が出て来るわけですが、そういう現実が出て来るということとを認めるのか、認めないのかということをお聞いおるわけであります。

○横田政府委員 その点は非常に詳細に考えまして、二十四条の四の直接の目的といたしまして、今私が申し上げました通りでございまして、その趣旨からいたしまして、生産数量の制限というものを入れなかつたわけでございますが、ただ技術の向上といううなことで、場合によりまして、非常な人手の足りない機械を使うといううな問題が出て参りました場合に、自然にそれが労働者の方に影響を及ぼすといううなことは考えられないではないかと思ひます。それはまた別途の問題で適当に処理されなければならぬ点ではないかと思ひます。

○中村(時)委員 考えられないのではないとかいう苦しい言葉の表現をしておられますが、その問題は操短の場合に譲るといたしまして、この合理化カルテルを結んで行きますと、業者側がおそらく自分の安易感といひますか、そのために非常なおもしろくない状態

からいたしまして、合理化の名において生産数量の制限をするといううなことは全然認めないという趣旨で、二十四条の四の中には、生産数量の制限というものは全然合理化とは見ないという建前をとつておるわけですね。

が起つて来やせぬかと思ひますが、それに対してどう考えられますか。

○横田政府委員 私もそういうことを非常に御同様に心配をいたしておられます。但しこの法案で認めましたラインが正確に守られますれば、そういうような懸念はないと存じます。しかし御承知のように財界等からは、こういう合理化にいたしたとしても、あるいは不況の場合につきましても、もつと幅広にカルテルを認めてほしいという要望がございますが、それらに對しましては、われわれはこの線を踏み越えては非常に弊害が生じて来るという立場からいたしまして、そういう要望にはこたえなかつたわけでございます。

○中村(時)委員 そうすると今言つたことも一応正常な感覚を日本人がある程度持つておつた場合にはこういうこととは起らない、それはその通りなんです。ところが正常な感覚がないから常に問題が起つて来る。それは常識で判断ができることなんです。しかし一応これを認めるということになれば、今のカルテルの法案は生産者のみを対象にしておつて、消費者というものが全然対象にならないという行き方になつてゐるのです。一方に偏して消費者には全然利益がないことになりまして、それに対して何らかの方針がありますか。

○横田政府委員 このカルテルを認可いたしましたにつきましては、相当一般消費者等の利益も考慮いたすように実は法律はできておるわけでございまして、各カルテルを認可いたします要件の中に、一般消費者の利益を不当に害しないという要件が掲げてございまして、またこの法律を履行い

たします際には、できるだけそういう方面の意見も聞きまして、たゞいま仰せられたような消費者の利益が害されるようなことのないように、その取扱ひ上にも十分の注意をいたしたいと考えております。

○中村(時)委員 どうも話が抽象的になりますから、操短の場合を例にとつて見ましようか。たとえ操短の場合に昨年の通産省が原料を裏づけにするという意味においてカルテル行為を結んで行つた、そのためにたとえ中小企業の方においては、操短をやつたがために今度は原料の割当が少くなつた、そこで現在非常に困つておるといふ状況が現れてゐる。また事実昨日も話が出たはずですが、労働者に対する首切りの問題が出て来る、あるいはまた就職をしようとして待機しておつたところの女子工員などは、そのためは事実上就職ができな、これなんかは首切りよりももつと激しい状態なんです。待つておるのですから……。そういう一つの問題がここに現れて来るのですが、こういう現象は認められますかどうですか。

○横田政府委員 そういう現象が生じないようには、今度の法律はいろいろその点に手当てをいたしておるつもりでございますが、この綿紡のときもそういうような状態が出てきて、しかも一方におきましては市場がはなはしく好転いたしましたにからず、なおそういう操短が続けられ、中小企業等から公正取引委員会に對しまして、いろいろ「そういう点について陳情もございまして、昨日も来まして、公取から六月になりました通産省に對し申し入れをいたしました際にも、特に關

連産業にそういうしわ寄せが行つて非常に困つておるから、ぜひこの際この操短については再検討をしてほしい、こういうふうに入れた次第でございます。

○中村(時)委員 今後こういうことが生じないようにする、あるいはまたその価格が好転をしたとおつしやるけれども、その今言つたように生じないようにするという条件がここに一つも織り込まれていない。また好転をしたと言つても、結果において好転をしてしまつた。だからあなたの言つてゐるのは非常に考え方がちぐはぐになつておるのです。それがおわかりでないでしようか。

○横田政府委員 この点は非常にむづかしい問題ではないかと思ひますが、結局一方においては操短をして、それではなはだしい不況を切り抜け、それによつて企業の維持をはかるということと、そういうことをすると、一方においては、あるいは場合によりましては関連業者なりあるいは労働者の方にそのはね返りが来る。どの線でも利益、不利益を調和させるかというところが非常に重要な問題のように考えております。片側は不利益が行くから片側の利益は全然無視してよろしいかと申しますと、それは行かないのでございまして、結局その両方がある線において調和を保たせるということになるのじやないかと思ひます。

○中村(時)委員 私たちがカルテルに反対だという意味じゃない。それは一つの計画経済からいつても当然行われることですが、問題は利潤の分配といふことが問題になつて来る。それを先

ほどから言つてゐるわけですが、たとえ現在不況だといつて、操短をしなければならぬと言つておるその紡績業者がどうかといふと、たとえ二十五年度まで紡績にして四百万錠、それが昨年度になりましたと七百万錠、本年度あたりは七百四十、五十万錠ぐらゐになるのじやないかと思ひますが、そういうふうに加増してゐる。事実操短で苦しんで困つておるのだ、だから裏づけをしてくれといつて通産省を自分の手先のように動かして行つて、遂にあの結果を得た。ところが実際はどうかといふと、そういうふうには紡績がどん／＼ふえておる。紡績がどん／＼ふえておるといふことは、実際それだけ利潤があるといふことを意味しておるわけなんです。だから事実このうらはらを考えて行つた場合に、ただ単なる今言つた大企業家を援護するため、あるいは企業者側から通産省に申入れて、通産省は今言つた原綿の割当というところでどおかにして、このカルテルをアウト・サイダーまで伸ばして行つたような現象が考え得るわけなんです。そういうようなことをお考えにならないですか。

○横田政府委員 私もそういうような形において、一部の業界に不当な利益をもたらしつゝ、その業界に不当な利益をもちたつというふうなおそれのあることは私も自認しております。

○中村(時)委員 そういうおそれのあることを認めるという公正取引委員長のお話ですが、その横の方に何とかおつしやる通産省のお偉い人がおるようですが、その人はどういふふうにお考えをおられるか、これを聞かしてもらいたい。

○小室説明員 紡績の勧告操短の問題

でございますが、昨年の三月にこれを初めて実施いたしましたときに、相場は原綿代を割つておりました。これは今日の独禁法の改正法案で参りましても、当然不況カルテルの概念に當るような状況に大体なつております。

それからその後操短の結果といたしまして、価格も大分持ち直して参りました。また一時暴落したり、また持ち直したりする／＼の過程がございまして、その間において勧告操短の数量はあとから考えて見ると必ずしも妥当でなかつたといふようなことはあるかと思ひますが、勧告操短を実施いたしました動機、特に不況が著しかつた時期においてこれを防止するためにやつたということ。それからまた特に綿紡績につきましては、貿易の振興の見地を非常に重視しておりました。当時日本は英國との間に國際的な綿業會議も行われておつた。日本が國際的な値段よりも割安な値段でもつて非常にたくさん綿布を輸出することが心配されておるような状況でもございまして、そういう点ももちろん考慮に入れてやつたのでございます。

それから紡績がどん／＼ふえて行くという問題は御指摘のありました通りでございますが、これは必ずしも利益があつたから増産したという面ばかりでもない。中小紡績等についてはある一定の標準単位になるまでは、利益の有無を問はず、一つの企業としては増産をした方が有利だといふ場合もありましようし、それから好況期において紡績の増産計画を立てて、発注済みのものは契約を履行しなければならぬといふ事情もあると思ひます。必ずしも利益が多いといふことと、紡績が増加

したことはびつたりとマツチするかどうか疑問だと思ひます。

○中村(時)委員 なるほど官僚の姿がそのまゝの中からは出て来出したのであります。ともかくも今言つたように持ち直したといたうことは、先ほどから言つたように、一部の消費者なり労働者の犠牲においてこれを持ち直してゐるのです。またそのうちふうな一つの権利を執行して、行政機構がその中にタツチした場合に、公正取引委員会がこれを云々する権利がない、通産省のあなた方よりも、公正取引委員会の方が弱体である。だから自分の思うにまかすことが出来るといううぬぼれがその中から出てゐる。そういうようにわれ／＼は感じられるわけですね。またそういうふうな増強が、もろるん利潤追求だけじゃない、もうけておるだけじゃないとおつしやるならば、少くとも計画的な上に立つて増強計画といふものがあると思ふ。たとへば国内における紡績業者は、この綿糸の需給からこれらに対するところの見直し、それに基いて増強計画といふものも、おそらく通産省ではでき上つておると思うのですが、それに対する資料をひとつ出していただきたい。これが第一点。

それから第二点は、今紡績の問題を取上げられていらつしやつたようですが、現在の国外の紡績の相場と、国内相場との比較をちよつと知らせたい。

○小室説明員 現在大体内相相場は八万四千、五千円のところではないかと思ひます。輸出は糸の方で言いますと、七万八千円ないし八万四千円くらいのところじゃないかと思ひます。別に詳しい

ことは資料でお配りします。

それからちよつと申し上げますが、通産省では増強計画といううなもの、通産大臣の高橋さんが、できるだけ増強を抑制するようにといふことを車中談で呼びかけたこともございましたが、われ／＼の方は増強計画などは当然持合せてをりませんでしたので、従つて資料として差上げられませんか……

○中村(時)委員 今の価格の問題は、このように実際にあなた方は原綿を割当て、そうしてこれだけの強大な権力を執行しておきながら、実は何も知らぬでは事が済まぬのです。実際に一部の財閥の手先となつており、實際が一番多いといふことは当然なんだ。ですからこの点はよほど考へてもらわなければならぬ。

それからもう一つ伺ひたいのは、たとへば十大メーカーといふものがある。そこへ持つて来て、新紡、新々紡、こういうふうなものが、将来における紡績事情が好転して行くだろうという推察のもとにこれらができ上つておるわけですね。だから実際問題としてどこにあるかといへば、やはり利潤の追求なんですね。実際あなたがおつしやるのは、別の問題がはかにあるのじゃないか、と。ほんとうは紡績業者はもうけておるといふことがこれではつきり出ておる。だからおそれるこのカルテルの立案者といふのは十大紡であるかと思ひます。その十大紡が特に官僚との結託の上に立つて、そうしてああいうカルテルを結び、新々紡並びに新紡、そういう面がこれに具体的にアウト・サイダーとして出て来るようにするためには原

綿の割当によつて脅喝して行つたといふことが実態だろうと思ふのでありませうけれども、これに対してどうお考えでありますか。

○小室説明員 まず先ほどの相場のことを申し上げますが、七月三日は八万九千五百円、大阪の中値でございまして、少し私の方は下まわりがございまして、大した差はございせん。それから今お尋ねの点をばなはだ恐縮でございしますが、もう一べん……

○中村(時)委員 今言つたように綿糸が非常に暴落する、だからそのために非常に困る。そこで十大紡の方は考え、通産省と仲が非常にいいから、私もそのことはよく知つてゐるのです、仲がよ過ぎるくらい仲がいいようです。そこでその人たちが考へてカルテルを結び、ところがそれに対抗するために割当が少いかといつて常に問題のある新紡、新々紡がある。そこでカルテルを結ぶならば共同カルテルとして一つの行き方をとらなければならぬ。そこで十大紡から通産省の方に話をして、これをアウト・サイダーとしてともに共同するための原綿の割当によつてこれをおどかして行けばいいや、でもこれがくつついて行くのじゃないか、こういう考へ方が中から出て来はしなかつたかといふことなわけです。

○小室説明員 一部の人がそういうことをお考えになるかどうかは存じませんが、通産省としてはそういうことは聞いておられません。

○中村(時)委員 それはまあそれでしよつた。

○石村委員 関連質問でもしよつた……さつきの通産省の御答弁のところでもちよつと確認したいのですが、先ほど昨

年の綿紡の操短について年度の改正案から見てもあれは適當であつた、つまり年度の改正案であらう操短は認められるというやうな御答弁であつたと思ふのですが、私は昨年の操短といふものは、やはり年度の改正案をたいて認めてもけしからぬものだ、認可すべきものでないと思ひ、また昨日公取の横田委員長はやはりそういう趣旨の御答弁であつたように聞いてゐるのですが、この点はずきり通産省はやはり今度何なら認められるというお考えですか。

○小室説明員 ちよつと言葉の足りないかつた点があるかと思ふのでありますが、今回の不況カルテルにおいては価格が平均生産費を下まわり云々といふ点が一つの重要な基準になつてゐるわけでございます。その点が昨年の三月勧告を実施した当時は、相場と生産費との関係がそうなつておつたという程度のこと、これは少し言ひ方が適當でなかつたと思ひますので、ただいまの説明に切りかえさせていただきます。

○石村委員 そうしますと通産省の考へ方はそのとき単に生産費を下まわつておればよく不況カルテルを認めるといふ御方針なんですか。

○小室説明員 もちろん独占禁止法の改正法案にありますように各種の条件を全部満たした場合でなければ、単に価格が平均生産費を下まわつたといふだけでもつてカルテルを認めるわけには参りません。

○石村委員 その各種の条件というものはどういふやうに通産省はお考えになつておりますか。生産費を下まわるという以外の各種の条件ですね。

○小室説明員 法文に書いてありますように特定物資の需給が非常に不均衡になりまして、生産費がカバーされなばかりでなくて、当該事業の相当部分の事業継続が困難になるといふこと、あるいは合理化でもつてこれを克服できないといふやうなことで、あるいはまた別に非常な不当な要素がある、共同行為自身の中に入つて来ない、これは一、二、三、四と掲げてございまして、そういう要件を全部満たした上でなければ認めないという意味でございます。

○石村委員 そういたしますと昨年の操短のときには、あれはあのままに置いておけば紡績会社は全部つぶれ、なくなつてしまふ、このように御判断になつたといふことになるわけですか。

○小室説明員 先ほど説明の一部変更させていただきましたが、ただあのときは平均生産費の問題だけについて申し上げましたのは、いささか説明が不適當であつたといふことで取消させていただきます。

○中村(時)委員 このカルテルを見ておきますと、こういう紡績の実態に味をしめてまた再びこういうことを行わさそうといふ腹が常にこの法案の中から見えて来るわけですね。

○小室説明員 これは綿糸でできません場合と、綿布でできたものを綿糸に換算するとかいふやうなことで大分計算がいろいろになりまして、先ほど申しましたように、今日のところは七万五千円ぐらいのところ、国際価格とい

うか輸出価格ができておりはしないか。これは大體競争的な価格であるという意味で國際価格に近いものじやなからうかと推定いたしております。

○中村(時)委員 大體七万円ちよつと上まわるくらいでしょう。但し國際價格がおたの言うような價格であつたならば、私はどん／＼買いたいんですから、特にあなたの顔でもつて幾らでも集めてもらいたいと思ひます。(笑聲) そうなりますと國際價格と國內價格に非常にさやが出て来るわけです。そうしますと現在國際價格が安いから輸出が許されてない。そういたしました場合には、これが正常になる場合を仮定して、特にドル資金が問題になつて来て、これを外國に輸出しなければならぬときにそこに二重價格ができて来る、そういうことの一つの考え方を持っておられるかどうか。

○小室説明員 二重價格制を全般的にやるとかやらぬとかいうような問題は、これは政策の基本的な問題でありますので、私から答弁することは差控えたいと思ひます。

○中村(時)委員 それでは通産大臣を要求いたします。

それともう一つお聞きしたいのは、この裏づけとなるのが非常に大事になつて来るのですが、通産省で今職だの何だの分ありますが、どの程度か、それを説明願ひたい。

○小室説明員 これも私の御答弁でないこと、私も事實を集計して承知しておりますので、新聞で承知している程度でありますから……。

○中村(時)委員 それではそれを一回集計してはつきり出していただきたい。そうでないと、あなたのおつしやつ

たことの内容が非常に曖昧模糊となつてしまふ。この点はぜひともひとつ集計して御通知を願ひたいと思ひます。

次に再販價格の問題に入つて行きたいと思ひますが、これは委員長にお願いいたします。このおとり販賣は独占法に触れるとなつておりますが、どうなんでしょうか。

○横田政府委員 おとり販賣は結局、独占禁止法の規定の上で見ますと、今回の改正で申し上げると「不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し」ということに該当すると思ひます。これは現行法でもこれよりも少し規定が詳細になつておりますが、大體この条項に触れるものと考えます。

○中村(時)委員 ちよつと再販價格の前にもう一つ、大事な人がいらつしやるからお聞きしておきたい。砂糖の問題、これは通産省の方にお願ひするのですが、砂糖の現在の價格というものが幾らになつてゐるのでありますか。

○小室説明員 農林省の方でこれは所管いたしておりますので……。

○中村(時)委員 原料やいろ／＼なものは農林省で所管しますけれども、販売あるいは配給、そういうものを農林省でやつてゐるんですか。いつからですか。前からそうなんですか。

○小室政府委員 現在の砂糖の價格の問題につきましては六十一円二十銭じやないかと思つております。

○中村(時)委員 ところが五月の下旬あたりは五十四円ちよつとしておつたものが現在では六十一円二十銭になつてゐる。ここでお願いしておきたいのは、昨年の輸入数量と本年度の輸入数量をまずお聞きしたい。

○小室政府委員 昨年度の輸入数量はここに持合せがないのでございまして、後刻資料として提出したいと思ひます。本年度の砂糖の輸入状況でございますが、四月一日現在におきまして約十萬トン、ストックがあるのであります。今日まで輸入契約済みのものが約五十萬トン、今後買付予定分が、台湾から二十五萬トン程度でござい

ます。

○中村(時)委員 そうすると本年度の計画の予定は全部で何萬トンになつておりますか、手持量と合せて……。

○小室政府委員 手持量と合せて八十五萬トンでございます。なお輸入の計画といたしましては、十月以降に來年度のものを買い入れる予定にいたしております。

○中村(時)委員 十月以降四月までは何トンになつておりますか、次年度繰越しとしての考え方は……。

○小室政府委員 十月以降買取り輸入の予定は三十萬トンほどでござい

ます。

○中村(時)委員 そうすると大體百五十萬トンということですね。そういたしますとこれに対する砂糖の原価計算といひますか、工場建値といひものを大體どのくらいに見積つておりますか。

○小室政府委員 原価計算のことは、私も実はよく把握しにくいのでござい

ますが、現在程度の價格がほぼ適當な價格ではないかと考えておる次第であります。

持っておりますので、後刻やはり資料として提出したいと思ひます。

○中村(時)委員 どうもこれでは話にならぬ。というのは昨年度と本年度のトン数がはつきりわかつて、その相違がはつきり出てから現在の値上りの問題が出て来、そうしてそのトン数に応じて價格が構成された結果において、原価計算の問題と照し合せ、どうい

うな差除差があるかということになるわけですが、昨年度大體平均百五ドルで入つておるはずであります。と同時に下半期においては百十ドルくらい入つて来ておると私は推定しておるわけ

です。そういたしますと、この原価計算の仕方がないというのでは非常に困るので、大體私が考えてみて立てた案では、百五ドルで持つて来て、輸入税が現在二〇%、そうすると百二十

六ドルになるわけですね。これを三百六十円で換算いたしますと、四万五千三百六十円、一トンを千六百六十六斤とい

はしますと、大體一斤二十七円三十銭になつて来る。これに原料價格一斤

当り八円を加算しますと、精糖を販売するメーカーにおいて大體これが妥當ではないかと思ひます。それと今度

は實際の販売價格に現在消費税をかけたおりましたから、それを加算いたしますと、五十四円八十銭というものが出て

来るのです。私は事實の上においてはこういう値段が妥當であり、實際は六十一円ということ、あとに問題が残るわけ

です。ここに非常に問題があると思ひますが、これに対してどういうふうにお考えになつておりますか。

○小室政府委員 御指摘のように砂糖價格の問題につきましては、実はいろいろ問題があるかと思ひます。ただ

原価計算がどうなつておるかということにつきまして、実は役所として正確な資料を用意いたしかねておるのであります。ただ私も昨年から本年に

かけましての砂糖の價格の低下の状況を考えたり、業界からのいろ／＼の話を聞いたたりしておりますが、その点からい

ろ／＼勘案いたしまして、現在の價格六十四円程度というところが妥當な價格でないかということ、申し上げておるのであります。実は詳しい

原価採算から出て來た價格ではございません。

○中村(時)委員 六十一円二十銭というのとは絶対妥當性はないと見ておるのではありませんか、その点でひとつお尋ねして行きたい。たとえば精糖工業

会といひものは、今十八社あります。が、その精糖制限というもののため

に、一応五月下旬にこれらの方々が集まつて相談をしてゐる、そしてこの建

値の問題が、どういひますか、お中元といひますか、それを目標にして一つ

の考え方をそこで出してゐるはずなんです。そこにおいて一般の砂糖業者でこれに反対した者もあつたけれども、それが利潤を追求し、もうかるという意味において、今度は今までの原料を加工する時間を延ばしてにおいて、建値のつり上げをしようとする実績がありと私は思ふのですが、これに關して農林省の方ではどういふふうに見ておられますか。

私どもの方といたしましては、特にその陳情によつてどうということよりも、砂糖の国内需要量が一体適正に供給できるかということが大事でありま

さいませんで、これがまつたくちようど適正価格であるということも申し上げかねるのでございまして、砂糖価格の安定というのを考えますれば、ほ

ちまたは割当原糖を各社の間に調整再配分する、これは百五十ドル近い、非常に高いものを買つておるものもあり

ずつと聞いて参りますけれども、金融の問題とからんでどういふふうになつて

言つていらつしやつたのであります。が、それに対して今まで五月の中旬ごろに、これらの業者が集まつて協定を

〇中村(時)委員 農林省側が六十一円二十銭というものが妥当であるということ

〇中村(時)委員 どうも価格構成としての本質が全然出て来ないわけですが、小倉さんにしてこれじやないへん

〇佐伯委員長 午前はこれにて休憩し、午後一時半より再開いたします。

午後二時二十四分開議
〇佐伯委員長 これより午前中に引続き会議を再開いたします。

〇中村(時)委員 それではその前に先に本文に返りまして、再販売価格の維持契約に対し、先ほど委員長はおとり

〇小倉政府委員 御説のような点ももちろん考慮しなければならぬと思いま

〇中村(時)委員 それじやそれが重点でないとするなれば、その価格の構成

〇中村(時)委員 一点だけ。申入れと申します。操短でも出て来ることで

〇中村(時)委員 今の砂糖問題の継続なんでありまして、先ほど農林省の所

〇横田政府委員 おとり販売は、大體今度の維持契約の制度を認めたいとい

いますが、その他の個々のおとり販売を正式に取上げたことはございませ

ん。

○中村(時)委員 警告を免した結果はどうなつたのですか。

○横田政府委員 相当自衛の様子が見えて、かなりの効果が上つたと思つて

おりますが、しかしながらだん／＼見

ておりますと、最近になりましてまた

そういうことが見えて来るような様子

もございまして、この点はまた特に

注意をして参りたいと考えております。

○中村(時)委員 再販売価格の維持契

約ということになりまして、各地域に

よつて非常に問題が出て来るわけ

です。たとえば消費指数を取上げて

も、あらゆる面で非常に問題がある

わけですが、その点に關してはどうい

ふうにお考えになつておりますか。

○横田政府委員 消費指数等にかゝ

つて重大な関係のあることは私もも

とくわかつてございまして、結局この

制度は小売業者に適正な利潤も安定

した収入を得させたいということがね

行われておることと、それから、たと

ばこれのマーキングが非常に高過ぎて

これを維持することによつて消費者の利

益を不当に害するといふようなことの

ないことを前提といたしまして、この

再販売価格維持を認めて参りたいと存

じております。

○中村(時)委員 委員長のおつしや

つておられることはよくわかるので

すが、プリシブルなそういうときには

おそれる、現在の段階ではそういうこ

とで、行つていないで、常識でも判断

し、またおとり販売といふものも至

るところにできてゐるような状態であ

るし、地域の問題でも非常に複雑性

があるといふ考え方も持つていらつし

や。ただおつしやつてゐることは、お

そらくそのいい面だけを取上げてもの

の考え方を裏づけて行こうとしていら

つしやる。いよく／＼といふことにな

つて来るとそれがはつきり出て来ない

われ／＼だけが力み返つてもいけない

のでございまして、問題はむしろ業界

がこういう制度をかなり忠実に守つて

行くといふ空氣が醸成されなければ

ならないと思ひますし、現にそういう

空氣が醸成されつつあると思ひます

ので、なるほど定価をこまかにして

こそと裏でやるといふようなことが絶

対になくならないといふふうには考

へておられます。しかしこの制度によ

つて非常に小売商の地位が安定する

といふふうには考へます。

○中村(時)委員 また委員長は業界

を持ち出して人に責任をおつかせ

るに、自分の自主性といふものがち

とも出て来ないのですが、その業界

主としてどういふ業界ですか。

○横田政府委員 これは生産者だけ

ではなく、小売業あるいは卸売業とい

ふ方面から盛んに公正取引委員会

の方に陳情が出ておられますし、こ

れは現実にどういふふうには了解

しております。

○中村(時)委員 その業界といふこ

とについて私は具体的に聞いてゐる

ので、

○横田政府委員 一番熱心に申して

参つておりますのが医薬品と化粧品

のいろいろの組合、特に小売業関係

の組合といふものから盛んに言つて

来ております。

○中村(時)委員 多分そんなことだ

らと思つておつたのです。ほとんど

これの内容の業界とおつしやるのは

医薬品と化粧品、それ以外の業界とい

ふのは現実にとことごとくあるか、

はつきり打出して見てください。

○横田政府委員 昨日どういふもの

を

指定するかというお話の際に、担当

者から申し上げたと思ひますが、非

常に熱心に言つて来ておられます

の、今この二業種でございまして、

そのほか

に食品、カン詰関係あるいは電球

関係といふようなものについても

そういう空氣が見えるわけであり

ます。

○中村(時)委員 業者間といたしま

しては、少くとも中小企業にしまし

ても数は多いのです。ただ単なる二

業者が中心となつて、こういうよう

な打ち方を中心としておる。そのた

めに、たとえば一部の店たちがそれ

に便乗してこういうような一つの考

え方をとつた場合、それが法文とし

てこれに現われて来ますと、ここに

書かれてありますように、品質が一

様であり、また日常使用してゐるこ

と、あるいは自由競争である、この

三点が条件となつて當てはまつて

来るわけですが、公取がもしこの

契約を結ぶといふことになつて

ばならぬことになるのですが、その

場合はどういふふうにお考えにな

るのですか。

○横田政府委員 それは結局「その

品質が一様であることを容易に識別

することが出来る」といふやうな

言葉並びにそれが日常使用される

日用品であるといふこと、この二

つの条件から問題が起るわけ

でございまして。その前は、お出

しなされた案におきましては、あ

あいう頭書きをつけまして、やや

その点が明瞭になつておつたわけ

でございまして、趣旨はまったく

同じであります。その品質が一様

であるといふのは、同じ生産工程

で継続的にやつてゐる、その品質

や外形によつて一応わかる。それ

で、その品質が一定であるといふ

のは、同じ原材料をもつて同じ生

産工程で継続的にやつてゐる、

して、前回とかわりなく、またそのつもりで私は運用したいと思つてゐる次第であります。

○中村(時)委員 おつしやられる趣旨や意味という事は、これはもうだれだつて理由がつけられれば自分の理由にして行くといふことになつてしまふ、これがはつきりしてゐないと、たとへばここに書いてありますように、「これを維持するために正当な行為について」とある、元の条文を見てもみずと契約であつたのが今度は行為になつてゐます。要するに幅が非常に広がつたといふことになる、幅が広がつたといふことは、とりもなおさずそれだけその業者が有利になるということですが、私も先ほど言つたように、もしこの三つの条件に当てはまる場合にはこれを許可するといふことが前提になるとするならば、少くともここに大きな問題があると思つてゐるのです。というのは、遂にそれが価格の政策で入るといふようなかつこうになりまして、将来に大きな影響を及ぼすと思つてゐるのですが、この点に關してはどういうふうにお考えですか。

○中村(時)委員 どうも抽象的なことで、制約のもとに認めるとか何とかおつしやいまして、これには裏づけといふものは全然ないのです。だから言つていらつしやるだけの話なのです。事実たとえば操短の問題にいたしましてもそんなのです。こうだと思つたのだとおつしやつておりながら、たとえば通産省とかからつくと一つ来れば、これに対する権限といふものは何もない、だからそのままのべつたりになる、同じことなのだ、これも一つの裏づけも何もなしに、ただこう思ふ、ああ思ふといふことだけだつたら何の意味もなさないので、だから実際のこの法案の趣旨として、そういう曖昧模範たる法案といふものはたして必要かどうかといふことになつて来る、その点でどうお考えなのですか。

○横田政府委員 私の説明がはなはだ不足いたしておつたせいと思つてゐますが、規定の上ではいろいろはつきりするといふ制約が一応あるわけではございまして、これは先ほど申しました第二項の二号で、当該商品について自由な競争が行われておるといふこと、それから第一項の但書におきまして、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合は認められないといふことになつておりますので、消費者の利益が非常に害されるはなはだ不都合な価格維持制度であるといふふうにはならないわけではございまして。

○中村(時)委員 この三つの条件が非常に曖昧であるとおなほ考へていらつしやる、われ／＼もそう思つたので、実際にこれを見ていると、そのことを規定されているという限界をとつてみたつて、これはほんとうの規定に

ならないのだといふことになるのです。自分が言つておきながらまたそれを裏返している、それでは前へ進みはしない、事実あなたはこれによつてはつきり限界点を押えられるか、何度もおつしやつていらつしやる、これは実に漠然としてゐるのだといふことをおつしやつていらつしやる、事実そうなのです。それに基いて一つの起案をやつて行くといふことはおかしいのじやないですか。

○横田政府委員 これは他の独禁法の規定もそうではございますが、いろいろ商品によりましてその競争の状態等も非常に違つて参るわけではございまして。それらのものを包括して規定いたします際には、自然多少規定をいたしましては自由な競争であるとか、あるいは不当にどうこうといふようなことは入つて来るわけではございまして、これはやはりケース・バイ・ケースにこの内容といふものが決定されて行く、決して曖昧模範ではないわけではございまして。

○中村(時)委員 さつぱり見当がつかないで、ただ抽象的にそういうふうに行つておられるのですが、もしかりに不況となりまして場合に、価格カルテルといふものを通産大臣に許可を得て——これが通産大臣になるかならないかまだ知らないのですが、一応なると仮定して、そうして公取の認定の上に立つて、通産大臣より許可をもらつて、そうするとそれに基いて価格カルテルをもちつたのですから、これに關連して今度はこれを許可しなければならぬといふことになる。そういういたしますとその範圍が非常に広まつてお

ますから、あらゆる種類にわたつて来ると思ひます。そうしますと、これが自然に下へ／＼流れて行つて、非常に問題が出て来るであらうと推察されまされども、その点に關してはどういうふうにお考えになつておられますか。

○横田政府委員 不況カルテルの場合につきましては、お話のようにもしこれを非常にゆるやかに認めて、ことに価格協定のごときものを認めました結果、それがだん／＼下位の企業、最後には一般消費者のところまで進んで行くおそれのあることはその通りでございますが、ただこの不況カルテルの場合もきつめて限定してございまして、なおこれはきつめて一時的なものでございまして、その目的が達成された場合、つまりここに掲げてございまして要件がなくなりまして、ただちにこれは廃止されるべきものでございまして、続いてそれが非常な迷惑をはかの方に及ぼすといふことはないように規定ができております、また運用もそういうふうになされなければならぬと思つたわけではございまして。

○中村(時)委員 それはそれとしておきまして、小売商の問題をそのために擁護するのだといふことが今一言出ておりましたが、そうすると有名商品などが不況になつた場合において、たとえばその価格のマージンといふものを生産から卸、小売と持つて行く、その場合にこんなことはいけません、二割なら二割もうける、そうすると不況になつた場合に価格だけを維持してやつて、小売商の二割を一割五分に限定して、残りの五分を生産者がとるか、また卸商がとるか、そういうような方法が必ず出て来ると思ひます

が、その点に關してはどういうお考えをお持ちですか。

○横田政府委員 それは結局一般的に問題でございまして、生産者が力關係によつて卸売に低いマージンで、卸売はまた力關係で小売商を圧迫して、非常に低いマージンで売らせるといふようなことは、これはもちろんそういう場合もあると存じます。そういう場合に、しかもそれが不況といふことにかゝらんで参りまして、下の段階に立つ事業者が不当な取扱いを受けるということはあると存じます。しかしこのことは、一応そのこと自体でただちに独占禁止法上の問題になるかどうかといふことになりまして、普通の場合でございまして、そういうふうな価格の指定をするとは許されないでございまして、特殊の商品につきましてはそういうことが許される、但しこの観点におきましてはたしてそれがそういう場合に当てはまるかどうかは多少問題がございまして、今回不正な取引方法の一つといつたしまして、「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」といふものが一つ入りまして、これはいづれ指定の際にもう少し具体的に表現されることと思ひますが、場合にによりましては、あるいはこの規定によつて、そういうのはないしきものは是正し得る場合があるかと考えます。

○中村(時)委員 そういたしました、この二十四条の二といふものは、少くとも今言つたようなことから結論いたしました、最後にお聞きしたいのは、大体この内容を見ますと、直販系統、要するに縦の系統、こういうものを認めるように見受けられるわけ

なんです、これはそういう意味で大体考えられていらつしやるわけなんです。

○横田政府委員 まつたくその通りでございます。

○中村(時)委員 それではお尋ねしたいのですが、去年でしたか、新聞販売の問題で東京地裁から問題が出たはずなんです。その判決があつたんですが、それに対してはどうお考えになりますか。

○横田政府委員 あの問題は、結局独占禁止法の第四條違反の問題としまして取上げたのでございます。つまり新聞発行本社とそれを扱います販売店との、いわば縦の關係についてもやはりあの第四條の規定の適用はあるという建前に立ちまして、審決をいたしたのでございますが、東京高等裁判所におきまして、この四條の規定は、そういう縦の關係には適用がなくて、いわゆる横の共同行為だけに適用があるという判決でございました。これに対しては、いささかわれ／＼としましては、その解釈には服しかねる面もございましたが、しかしながらその判決に對しては最高裁判所に上訴もいたしませんで、そのままいたしました。今度は第四條の規定がなくなりましたので、今の第四條關係の問題はなくなつたと思つております。この二十四條の二の規定は、むしろそういう縦の關係を適法化するという、共同行為の面から特にこの規定を置いたのではなくて、むしろわれ／＼は、いわゆる下の人の取引行為にいろいろ条件をつけて上の段階の者が取引をするという、いわゆる不公正な取引方法になりにかたない面を、適用除外によつて適法

なる行為にしよつたということが、大體今回の改正の趣旨でございます。

○中村(時)委員 そういたしますと、縦の面は一応高裁でも認めた、そうして横の面はこれは認めない、しかも第四條にかかわる面をここに入れて、第四條といふものは削除している、こういうふうになつてゐるのですが、一体高裁において縦の面を認めたならば、少くともこれは不文律的にも認められたわけなんです。それに対して異議の申請も何もしてないということ、公取としてもこれは認めたという結論だつたらうと思つてゐる。そういうことと、かりにそれを認めたならば、この条文の第二といふものは何必要ないといふことになる。何もわざ／＼ここに明記して、一部の形を残す必要もない。わざ／＼こんな複雑なことをする必要もない。そういうふうにお考えになつて、これを削除する意思はないですか。

○横田政府委員 私のただいま申し上げましたのは、その第四條關係の適用除外として特にこれを設ける必要はないが、現行法で申しますと不正競争方法、今度の改正案におきますいわゆる不公正な取引方法に該当する面がございますので、その点を適法化するといふのがこの二十四條の二の趣旨でございます。これはやはりこの規定がございませんと、そこにいろいろ問題が出るわけでございしますので、ぜひこの規定は残していただきます。小商売の地位の安定に資していただきたいと思つておるわけであります。

○中村(時)委員 どうも私にはびんと来ないのですが、一応実例をもつて話してみていただけませんか。ということ、

ことは、先ほど申しましたように、輻が非常に広がつてゐるし、そうして今言つたカルテルとこれとを結びつけますと、認定になるか許可になるか、これは将来きまるわけですが、その問題が錯綜して来るし、第四條は削除してしまつて、しかも縦の取引は認めてゐる。これだけの条件がそろつたら、私は必要はないという見解になつて来るわけなんですけれども……

○横田政府委員 なぜこれを適用除外にしなればならぬかという点は、先ほど申しました不公正な取引方法、今回の改正案の規定で申し上げますと、第四條に「相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること」といふのがございまして、この不当に拘束する条件には、その人の売り物、あるいは売り先を決定いたしましたり、あるいは／＼な場合が入るわけでございますが、この場合では、下位段階の人が売物の価格までをあれこれさしずをして、それに従わなければ取引をしないといふことはなほだおもしろくないので、これをいわゆる不公正な取引方法として禁じてゐるわけであり、ところが、定価で売るといふことは、まさにそういう形をとるわけでございますが、前から申し上げておりますように理由で、特にこういう商品につきましまして、これを適法化するといふ意味におきまして、本来ならば不公正取引方法として取上げらるべきものを、本条によりましてこれを適法化する、こういう必要があるわけでございます。

本委員が何かやむを得ざる所用のため外出するので、先に質問したいということですから、一点だけちよつと聞きたい。それは、全般から見ても、少くとも先ほどの不況カルテルにいたしまして、あるいは合理化カルテルにおけるところの価格、あるいは生産、そういうものをこれは全面的に大體認めることになつてしまふ。そういういたしますと、先ほど委員も承認されたように、たとえばそのやり方いかんによつては、労働者、消費者に非常なる影響を及ぼすというところが、大體おわかりのことと思つた。またそれを承認されておつたと思つた。またそれを承認されたことと、實際にどういふような一部の特的な問題を取上げて行く場合、たとえば生産者あるいはそれに伴う人たちが非常に利益になる。もちろんカルテルといふものを私ははぐくむものではない。ただカルテルは、すなわち特定の利益を追求する人たちが、消費者に對して公平な利益の配分といふものが、その裏面の裏づけにならなければならぬ限りにおいて、は、われ／＼は反対しなかつたやうな。そこで考へてみますと、今言つたやうに、特定の生産者のみにこれは非常に有利に大幅になつていて、おそろく將來自由競争あたりでは、今度はこれを橋頭堡として、もつと大きな特殊会社のようなものをつくつて、少くとも押して来るのではないかと推察されるのです。が、そういう問題に對してはどういふふうにお考えになりますか。

○横田政府委員 公正取引委員会といひましては、今回の改正がいわばぎりぎりの線でございます。これ以上

緩めるといふことは毛頭考へておりませんが、政府においてどういふふうにお考へておられますか、私からはお答えいたしかねます。

○中村(時)委員 今言つたやうに、消費者の對象がこの法文には全然出て来ないわけですが、そういういたしますと、かりにこういうような状態になつて来た場合、特に第二十四條の三あたりを見ますと、もう完全にこれは通産省一辺倒の、ほんとうに利益代表が通産省を動かして、作文をここに整えたもので、これはちよつとドイツのカルテルと非常によく似てゐるやうな条文がたうさん出てゐるのですが、こういうやうな形態がここに盛られて来るとするならば、少くともこの独禁法の目標と完全にこれは離反してしまふという現象が出て来る。そういう点に對してはどういふ見解を持つていらつしやるのですか。

○横田政府委員 カルテルが独占禁止法の本来の趣旨と反するといふことはその通りでございますが、しかし先般申しましたやうな競争促進だけで問題が片づきませんので、この程度においてカルテルを認めても、独占禁止法の基本の線にはいささかも変更はないといふふうにお認めなされた結果、この程度のカルテルを容認するといふ結論に達したわけでありまして、

○中村(時)委員 今言つたやうに、その自由な競争、すなわち営利性と私利性を持たすといふこの最初の目標と、今言つたことが、違つておるということ、これを認めながら、この程度の限界ならばといふこの程度の限界を、今まで不況カルテルからずつと話を進めて来て、それを押し詰めてみましたところ

が、これでは無理があるという見解が出ておる。出ておるにもかかわらず、その無理を限界で押えてしまふという考え方は、要するに、一つの理性としては矛盾していると思うのです。それにお気づきにならないのでしょうか。

○横田政府委員 私、あるいは御質問の趣旨をはき違えておるかもしれませんが、カルテルを認めておる程度の問題の解決をはかる、その意味において独占禁止法に少し穴を明ける、そういう問題も、それだけですべての問題がうまく行くとは考えておりません。

ある意味においてはカルテルの効用というものは非常な限界があるわけでありまして、その他いろいろ問題とあわせてこのことは考えなければならぬというところは私も十分承知しております。結局独占禁止法の既往觀念を今申しましたような趣旨のカルテルとその調和をどこに線を引くかというその線だけで今回の改正案はできておるわけでございます。従いましてよく申し上げます、たとえはもしカルテルを認めるなら、もう少し一歩を進めてアウト・サイダーの規制とか、いわゆる統制的なことをやるべきではないかというふうな議論が当然に続いて出て参りますが、独占禁止法の中にそういうものを入れることは違つたものを入れることになりまして、問題はそこまで参りますれば、全然別な法律の、別な体系の制度を樹立すべきであるというのが私たちの考え方でございます。

○中村(時)委員 だからそこまで問題が来ますと、今言つた目標をはつきりかえらうか、あるいは別な方式でやつて、この独禁法というものは一応撤回する

というふうなお考えはないですか。

○横田政府委員 結論を申し上げますと、ぜひこの改正案はお認め願いたいと思ひます。そういう基本的な線は、もちろん主として通産省その他の諸官庁におきましてこの改正と並びまして、また独禁法の趣旨と並んで、別途のいろいろ適切な政策を考えていた

○中村(時)委員 そういたしますと、全般的な経済の面から見ました場合に、これがこゝまで来ましてやつと通産大臣の許可権と公正取引委員会の認定権という問題が問題になつて来るわけでありまして、少くともこれが正しい

プリンシプルな問題として通産省が実際に行政執行をなされるという仮定に基きますならば、何も公正取引委員会なんか必要はない。だから早く言へば、こんなものはぶつとぶつとしてしまへばいいと思う。ところが事實の上において通産省というものは信用がで

きない。いつも一部の資本家の買弁的な案の上に立つてみたり、あるいはそれと共同工作する出店だといううわさをさへある。また渡職事件ではおそろく各省を通じて最高の名譽を獲得して

中々やつてゐるからこそ、これを監視し、この許可権が濫用されるおそれがあるからこそ公正取引委員会が余命を保つてゐるわけでありまして、にもか

わらずこのような認め方をして行くならば、少くとも今言つたように、経済の正常な立場からすると、通産大臣が許可権を持つということが私は正常になつて来るのではないか。あなたはど

○横田政府委員 独占禁止法の分野に

おきましては、私はあくまで公正取引委員会が実質を握つて行くべきものというふうな考え方をしております。しかしそれは一つの独占禁止法という制度の上の

話でございます。問題がここから離れて参りますれば、そこに各省のいろいろ政策があるわけでございます。

○中村(時)委員 片一方の通産省は行政機関である、執行機関なんです。一体それと公正取引委員会というものはどういう性格になるか、その場合、非常にもしくはな問題が出て来るわけ

であります。どこにその重点の基礎を置いてゐるのか、それをちよつとお尋ねしたい。

○横田政府委員 公正取引委員会の性格は、前にも申し上げましたように、行政官庁でもございしますが、いろいろ複雑な権限を持つておりまして、結局独占禁止法の精神の施行という観点からすべての権限が出て来ているわけ

でございます。従いまして独占禁止法の範囲内においてはあくまでもこの役所がその独立した地位によりましてこの法律の執行をやつて行くことになるわけでございます。

○中村(時)委員 以前の形態におけるところの法律によつて自分の公正取引委員会を守つて行かなければならぬというふうな弱い面ではなく、経済的に機構もかわり、すべてのものがかわつて

来ておるという実態を見定めてのものと考え方が必要ではないか。そういういたしますと、今言つたような問題が大きい出て来るわけでありまして、この問題に關しては今山本先生から、とにかく保留してあとに延ばしてくれというお話です。一応保留いたしますけれども、通産省の政務次官が来ておられ

ますから、一言だけお尋ねしておきたい。

それは先ほど砂糖の問題の話をしておつた。砂糖の問題は結論をまだ得てないので三分の一くらいしか言つていない。そこで大臣に一つお尋ねしたい

と思うのは、この外貨の資金の問題に對して通産省が、要するに、割当てるわけですね。砂糖の購入に對していろいろ基礎的に割当てる数量というものがわかつておられると思う。それに対する割当の資金は大体どの程度持つておられるか、聞きたい。

○古池政府委員 ただいまお尋ねのありましたように、私どもの役所としたしましては、外貨の割当をやつておるわけでありまして、今こゝで具体的に砂糖に對してどれだけの数字が示せとおつしやいまして、その資料をただいま持つておりませんので、これはまた後刻資料として提出するなり、あるいは御説明申し上げたいと思ひます。

○中村(時)委員 この問題に關しましていろいろ聞きたいし、また独禁法の一部改正法案の個々の字句あるいは内容に關してまだ／＼お尋ねしたいことがあるのですけれども、山本先生お急ぎのようで、盛んにしりをたたかれて

おりますから、一応保留いたします。この点も含みます。

○佐伯委員長 山本勝市君。

○山本(勝)委員 せつかつ實際問題としてきわめて大切な問題についての質問が続けられてゐる最中に、わがままを申し上げて恐縮であります。私は中村委員とはまた別の立場においてこの独占禁止法並びにその改正案についてのきわめて根本的な考え方について質問をいたしたいと思ひます。少し

これまで質問とは性格が違ひますからどうかそのおつもりで御答弁を願ひたいと思ひます。

第一にはこの独禁法というものが一体何を目的としておる法律であるのかという点について、横田委員長が本年の三月五日の經濟安定委員會並びに先般こゝでの同じ委員長の説明を讀んでみまして、要するに自由競争秩序を確保する、自由競争の秩序、まあ經濟の秩序であります。自由競争の經濟秩序を確保する、それがこの独占禁止法の法益である、つまり法が守らうとする一つの目的である、従つてこの自由競争秩序を侵害する、またはその蓋然性の高いものが独占禁止法上違法とせらるべきものである、こういうことをはつきり繰返しておられるのであります。この自由競争秩序というものは自由競争による經濟の秩序、こういうふうに解釈してさしつかへございせんか。

○横田政府委員 その通りだと思ひます。

○山本(勝)委員 そういうことに了解いたしました場合に、私は公正取引委員会の方々がこの法を適用される場合に、常に自由競争による經濟秩序を守つて行くということが自分たちの任務である、こういうのはつきりした自覚をもつて私はこの法を適用しておられるに相違ないと思う。ところでその場合にこの法律が——その法律の名前にも明らかについておりますように私的独占禁止法ということになつておりますが、ほんとうに自由競争による經濟秩序を守つて行くのだ、こういう法益、法の目的をはつきりと自覚された場合に、自由競争の秩序を侵害するものが

これまで質問とは性格が違ひますからどうかそのおつもりで御答弁を願ひたいと思ひます。

と思ひ。たとえて申しますと、俗なことを申して恐縮でありますけれども、ある留守番を頼まれた、自分はある家の留守番をしておるのだという場合に、自分は裏口から入つて来るどろぼうを防げという法律によつておるのだから、裏口から入つて来るどろぼうだけ防げばいいのだ、表の方はがらあきになつて、そこからどろぼう

が入つて来て家財道具をどん／＼持ち出して行く、しかし自分たちの任務ではないからだまつて見ておらなければ

ならぬ、こういうふうな場合に置かれた留守番というものは、おそらく自分の仕事に魂を打ち込むことはできない

れども、裏口だけ自分は守る任務と権利があつて、表門から入つて来た者が

ような場合には、もうこんな留守番な
んかあつてもなくてもいい。もうこん

なものはやめて帰ろう。もしここに居るのなら、食うために自分が困るからおるだけの話でというふうなことになる。

に魂を打ち込むことがむずかしいの
はなからうかと私が考えるから、今由

しておるのです。この点についてくどいようですがもう一度尋ねますが、独逸土法の去益である自由競争の至達

秩序というものは、この私的獨占禁止法というものだけでは守れないといふことを明瞭とするかどうか、この

○横田政府委員　これだけで守れないといふのは、先ほどから申し上げておる通りである。

上げておきますように、これはある面
においてある手段をもつてそういう錯

争秩序を守ることになつており
ます結果、その手段とは別な面におい
てそういうような結果が生じることは
もちろんあり得るのでございます。ま
た労働組合のお話でございしますが、独
占禁止法につきましては公正取引委員
会というものがございしますが、国家は
労働問題についてはまた別の政策を持
つておるわけでございます、留守番
は私も表をやっておりますが、裏に
はまた別な人がおるわけでございます。

○山本(勝)委員 私は、皆さんがほん
とに自分のやつておる仕事は何かと
いうことをはつきり自覚してやられな
いと、法の未節を適用することになつ
て、結局独占禁止法そのものの究極の
目的に相反するような結果になると思
うのであります。現にこの「勧告、審
判開始決定事件一覽表」という私がい
ただいたのを見ますと、昭和二十二年
にできて、二十三年には一月、二月、
三月、四月、五月とこの五箇月には勧
告、審判のこれに載つておる事件とい
うのは一つもありません。それからあ
と七月、八月に合計二件ありますが、
その次の昭和二十四年を見ますと二十
二件あります。二十五年に至つては、
これはまたばらばらに多くて六十七件
あります。ところが二十六年になりま
すと、また急に減つて十六件、しかも
八月、九月の二箇月間は何にも受けて
いない。それから二十七年であります
が、これは一月、二月、三月、四月、
五月、この五箇月間は全然なくつて、
あとに十件あります。しかもこの二十
七年の十件というのを見てみますと、
洗濯屋が十軒か十二軒ばかり集つてク
リーニング料金の引上げの協定をし

た。これが取上げられて、勧告審決が
行われておる。こういう洗濯屋の料金
引上げの事件がこの十件のうちで二件
である。あるいは散髪屋が散髪料金の
値上げを相談したというふうなことが
あります。大体自由競争の経済秩序
を守るといふふうな非常に重要な理由
を持つておるものが、十軒や十二軒の
洗濯屋が、洗濯賃を相談をしたからと
いつて、そんなことを扱つておるとい
うのでは、はたしてほんとうにこの仕
事に魂が打込まれておるのかどうかと
いうことに私は疑いを持つ。それはも
ちろんこの公正取引委員会の陣容が少
いというか規模が小さい、経費が少い
というふうな理由もありましよう。そ
のほかいろいろな事項もありましよう
が、しかし何にも増してこういう結果
を来す一番根本の原因は、自由競争の
経済秩序とは何か、自分たちが守ると
ころの、自分たちの仕事にしておると
ころの自由競争の経済秩序というもの
は何か、どのような行為が真にこれを
侵すのであるか、ということに対する
はつきりした認識が欠けておるのでは
ないかと私は思ふのであります。それ
をいかに十分了解してほしいという
ふうに私は注文するわけではありませ
んけれども、栗田委員あるいは他の委
員から申されました通産省がこれを認
可する、公正取引委員会の認定に基い
て行政庁が認可するといふような制度
に対して、賛成するか反対するかとい
うことは、一に通産省の方々と、公正
取引委員会の方々とが、どちらが真に
この法の目的である自由競争の経済秩
序を守ろうとする理解と熱意とを持っ
ておられるかどうかということ、わ
れわれは態度をきめたいと思ふ。もし

通産省が公の力でやるならば、自由競
争の経済秩序を侵害するのはいささし
つかえないのだ。独占禁止法にそむか
ぬのであるから、どしどし侵害してよ
ろしいといふような態度をとるに反
して、公正取引委員会の方々が厳正中
立に自由競争の経済秩序を守り抜こ
う、こういう精神で、現在の法律で十
分守れないならば、今後この法律の改
正を要求してでもその目的を達成しよ
う——先ほども申したように、たとえ
は悪うございませうけれども、一家をど
るほうから防ぐといふ任務を完全に尽
すためには裏口だけを守らされたので
はとうてい目的は達せられない。表か
ら入つて来るものを防ぎ、われわれの
力を守るように法律を改めさせるとい
うくらい熱意で進められるならば、
私は通産大臣がこれこれの法の適用
で干渉をするといふことには絶対反対
をして、もつぱら公正取引委員会がこ
れを決定する方式に、改進黨の修正案
として出ようとしておるものに賛成し
たいのです。こういうわけでありま
すから、どうか長い間の御経験から
どうかこのことをお答え願ひたいと思
ふ。これは私の考えで、よく御参考にし
ていただきたいと思ふ。その点の質問は
それぐらいにいたします。

次にお尋ねいたしたいのは、これは
中村委員の質問と政府委員の答弁との
間にしつこく繰返されました点に関係
するのであります。私の考えから申
しますと、おおよそ自由な意思におい
て、しかもそれが気狂いとか特別なな
たわものでなしに、常識を備えた人々
が、自由な意思において組合を結ぶと
いふ任意カルテルの場合、あるいは労
働組合で申しますと任意の労働組合、
そのかわりこれに入りたくない者は入
らないし、入つておる者でも自分の自
由なる意思において何ときでも脱退す
ることができる。また自由に入つた
り、自由に脱退したりすることに對し
ては何らの制限をも加えない。ストラ
イキの場合を申しますと、自分はスト
ライキがいやだと言つてやめる者に対
して、これに暴力を加えるとか、ある
いは監禁するとかいふことを全然させ
ない。ほんとうに自由な意思で行動で
きるカルテルの場合においても、同じ
やうな意味で自由なる組合、いわゆる
完全な任意組合といふものであります
ならば、これは取締りなくとも独占
化するおそれはない。こまかいことは
時間をとりますから結論だけを申しま
すが、任意組合の場合には必要やむを得
ず組合をつくらなければ生産費が償え
ない、組合をつくらなければ共倒れに
なるといふような状況のもとにおいて
は組合が有効に働きますから、その組
合は実質的にある程度競争を制限しま
す。ある程度競争を制限するがゆえに
こそ組合が効力を発生するわけであり
ます。しかしそれが度を越して独占利
潤をほしいままにする。滅亡を防ぐが
ためではなく、組合をつくつて積極的
に、よその産業の利潤よりも、それら
のものがより以上の独占利潤を獲得す
るというやうな状況になりましたら、
自由なる任意カルテルすらも必ずこれ
はくずれて行く。くずれて行くところ
の事情を説明すれば時間が長くなるか
けを言ひますと、くずれる心配なのは
こういうことである。恐るべきものは
何かといひますと、この任意カルテル
をつくつてみたけれども、アウト・サ

イダーが出て来て、どうにもそのカル
テルが効力を発生しない。かつてセメ
ントのカルテルができました当時、小
野田セメントがアウト・サイダーとし
てがっかり抜いたことがありますが、
いつもカルテルの外にアウト・サイダー
が出て来て、おれはカルテルに入ら
ずに自由にやるといふものが出て来
る。それが出て来るために、せつかく
カルテルをつくつてみましたが、ある
程度までは効力を発生するが、ほとん
どに思ふやうに行かないといふとき
に、その任意カルテルを構成した人々
が政府に訴へたりをつけて、政治力に
訴へてアウト・サイダーを許さぬとい
う立法を要求して来る。任意カルテル
がほとんど十中八、九政治的権力によ
つてアウト・サイダーを禁ずる強制カ
ルテルの要求をするに至るといふこと
は何を物語るかといひますと、任意カ
ルテルの範囲では絶対に競争を排除し
てしまふといふことができない。ただ
破壊的競争を防ぐことはできる。その
点で経済界に貢献をしますけれども、
それ以上の独占をほしいままにしたい
と思ひます。アウト・サイダーが
出て来るから、どうしても独占の目的
を達せられない。そこで政治を動か
して強制カルテルを結ばうとしてくる
のである。ここに危険性が生れるので
あります。ですから私は同じカルテル
と申しまして、政治的な権力という
ものによつてささえられるところの強
制カルテルと、それから政治的な背景
がなくして自由に参加し自由に脱退す
ることができるといふ任意カルテルとい
うものの間には、競争ないし独占との
関係において本質的な相違のあるとい
うことを御承認になるかどうか。この

由が公序良俗に反するといふふうな場合にのみこれを法律によつて取締るべきものだと思ふ。それを原則として自由ではなくして、例外としてその組合結成の自由を認めるといふことは、私は根本的に考え直す必要がある。労働組合の場合でもそうだ。原則としては組合を結成することが自由であるといふ原則が失われて、許可になつた場合にのみ結ぶことができるといふふうなことは、ほんとうの自由な秩序は守れない、この点と、今申しますように憲法の精神である個人の自由といふことを守るという精神から申しまして、自由な意思において組合を結成し、または組合を解体するといふことは、これは当然であるばかりではなしに、これを逆に公正取引委員会ないし通産省といふものが、原則としては不自由であるが、特に認可を受けた場合にのみ組合を結成する自由を有するといふことでありまして、必ず私は不公平を生じて来ると思ふ。自由を原則として、弊害のある場合にのみこれを取締るといふのであれば、これは比較的公平に行きますけれども、原則として不自由にしておいて、例外的に組合結成の自由を認めるということになると、これまでの独禁法の例にも見られますように、ほんとうに有害なものが見のがされて、大きなやみ屋が見のがされて、小さなかき屋がつかまえられると同じような、きわめて不公平な結果を生じて来る。せめて公平に行われるといふ意味においても、私は組合結成は自由である、但し弊害のあるものはこれを取締つたり取消したりする、こういうふうな考えで行くべきものだ、そのことをひとつまた御研究願

うことにいたしましたして、私の今日の質問はこれで打ち切ります。

○栗田委員 今の認可の問題に関連して通産政務次官にお尋ねいたしますが、先ほど公取委員長にもお聞きしたのですが、公取委員長は次官會議には出ておられなかつたといふことで、明確にわからなかつたのですが、この通産大臣が認可権を持つたという理由、この理由といふことは、私の聞きたいことは、産業行政の立場から通産大臣が持つのだといふことでなくて、もつと事務的にどうして通産大臣が——といふことは、もつと掘り下げて言いますと、各省の意見は、公取一本で行くべしといふのが圧倒的に多かつたのです。通産大臣が認可の中に割込むといふのは、各省の意見をとつた場合において、通産省だけだつたのです。しかるにこの原案がこのように決定をしたといふことはどういふことか。特に私は次官會議の模様をお尋ねいたします。

○古池政府委員 お答えを申し上げます。次官會議の模様を話せというお話であります。それはおそろしく政務次官會議ではなく、事務次官會議の模様等につきましては私は何ら報告を受けたりおりませんが、しかし結論を申し上げますならば、通産大臣が主務大臣として認可権を持つたといふことは、最後には閣議におきまして決定を見たはずでありますから、それは各省の中にいへば、議論としてはあるものでありまして、政府部内としては最後は一致してこの案に賛成した、かように御了承を願ひたいと思ひます。

○栗田委員 次官會議の模様はいずれも、事務次官が来たときにお尋ねいたしますが、今の認可を公平に行うといふこととてまたそこに非常な疑問が出て来るのですが、それは通産大臣はこのカルテルの認可権の基準をどこに求めるかといふ点であります。この点をひとつ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○古池政府委員 いかなる場合に通産大臣が法律に規定されたカルテルを認可するかといふことであります。その基準は一応法律の中に書いてございまして、その場合には、それによつて認可をする、それ以上はこれに法律に基いた行政の運用によつて行ふ、かように御了承願ひたいと思ひます。

○栗田委員 そうすると大体の考え方としては公取委の認定基準といふものが、この第二十四条の三の第四項にありまして、公取委の認定基準と大體において同じである、なおそのほかには産業行政的な立場からも考慮する点があるといふことを言つておられるわけですか。

○横田政府委員 ただいまのお尋ねの御趣旨に大体沿つて参りたいと思ひます。

○栗田委員 そういふふうな産業行政的な立場から認可するといふ場合もあり得るというところは私は非常に危険であると思つております。どうして危険かといふと、これは先ほど山本委員も心配をいたしましたように、こういうふうな認可基準のわくを非常に曖昧に広げておくと、どうしても業者の申請に対する認可がややふやになるというふうなことで、私はむしろこの権限は明確化しておいた方がいい、かように考えておるのですが、その点はいかがお考

えですか。

○古池政府委員 大体認可の際の条件、基準と申しますものは、法律にありまして、公正取引委員会の方に置いて行われましても同一でありまして、ただその際に、実際の産業状態を十分に知悉しておりますのは通産省でありますので、その実態を認可処置の場合に反映して参るというのが趣旨でございまして、幅が広いと申しましてもそんなに無制限に広いものではないと思ひます。

○栗田委員 私はそういう考え方ならば、公取委を一本にしても、そして公取委が認可しても、通産省の意向を尊重するといふ一文を入れておきます。重なるという一文を入れておきます。ならば、株式保有の場合においても大蔵大臣の意見を尊重するといふことが第十一條に明確になつておるので、こういう条項によつて通産省の目的は十分に達成されるのではないかと申すのであります。この点はいかがでありますか。

○古池政府委員 ただいまの御意見も一応は御意見としてあり得るかと思ひますが、しかし大蔵省の場合とはやや事情を異にいたしました。もう少し産業上の実情を反映させる上においては、こまかい面がございまして、たとえば生産費の問題でありますとか、あるいはその事業がそのまゝにしておいて将来立ち行くかどうかといふような検討も加えなければならぬので、ただ公取委員会一本でははたはた十分と考へるのではありません。

○栗田委員 この前の改正案と比較すると大分違つておる点があるのです。そこで業者がカルテル認可のために通産大臣に申請をした場合におい

て、必ずその申請の書類といふものは公取委に送り込まれるのかどうか。いわゆる通産省において適当にそれを処置するのかどうか、その点をお伺ひいたします。

○古池政府委員 大体において、認可する場合にももちろん公取委の方に十分連絡をいたしますが、初めからして問題にならぬといふようなものはこれは公取委の方に連絡をする必要もありません。私もとしてはそのようにいたして参りたいと思ひます。

○栗田委員 私はその場合非常な危険があると思つております。たとえはどういふことかといふと、これは業者としては非常に重大な問題かも知れぬけれども、通産省の方がこれはそう必要じゃないものだといふことで、公取委の方にその書類をまわさなかつたならば、非常に重要なカルテルの認可事項であつても、全然公取委の方にその意見が反映しないということになる。その辺はいかがでござい

ますか。

○古池政府委員 なるほど今のお話のような点も無理からぬことだと存じますが、それは具体的な場合々々によつていへば、事情は異なると思ひます。けれども、同じ政府部内のことであるから、公取委員会と私は常に連絡を緊密にして行くといふことは申し上げるまでもないのであります。ただ法律上さうな不認可にするような場合でも、義務として公取委の方に資料をまわさなければならぬかどうかという場合には、まずその必要もあるまい、かように考えてお

○栗田委員 前回の場合にはどうい

ことを言つておつたかという、主務大臣というのは単なる窓口なんであり

ます、ただ要するにそういう書類を受

付けるだけなんだ、そこでその書類は

全部公取委の方にまわしてしまふのだ

ということとを前回の改正案では御答弁

になつた。そこで今度はその通りの改

正案かと思つたところが、今あなたの

言つてゐることをちやうど裏書きする

ように、第二十四条の三の第十三項

で、主務大臣が報告を徴することがで

きる。いわゆる認可、あるいはこれを

審査するための資料としてこれを徴す

ることができるといふことを新しく加

す。

○栗田委員 今度は認可の取消しはど

うですか。認可の取消しは通産大臣が

独自に取消することができまうか。

○古池政府委員 できます。

○栗田委員 それはどういふ規定によ

つて取消することができまうか。

○古池政府委員 法文の説明はただい

ま説明員からいたします。

○小室説明員 第二十四条の三の五項、

主務大臣は、認可をした後において、

当該共同行為が左の各号の一に該当す

るに至つたと認めるときは、変更を命

じまたはその認可を取消することができ

て、それを国会に来て答弁するなんて

いうことは、私は不見識もはなはだし

いと思う。そういうふうになお一歩進

めて行くと、認可をするのにも取消し

をするのにも公取委員会の認定がな

つたらできないというのなら、それま

でしても主務大臣がカルテルの中に首

をつつこむ必要はないじゃないです

か。

○古池政府委員 先ほどもつと思ひ

違いをいたしましてまことに遺憾で

ございます。ただいま認定、認可両建に

する必要はないではないか、こういう

お尋ねであります、そういうふうな

御意見もあるいはできるかと存じます

けれども、われ／＼政府としては、や

はり業務の認定、認可は必要である、

かように考えます。

○栗田委員 本日はこの程度で保留を

いたします。

○佐伯委員長 本日はこれにて教会い

たします。なお次会は明日午前十時

より開会いたします。

午後四時十四分散会

第一類第十七号

経済安定委員会議録第十二号

昭和二十八年七月七日

一七

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局